

令和7年6月17日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長  
(公 印 省 略)

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(通知)

このことについて、別添のとおり、令和7年6月5日付け社援発0604第4号をもって、厚生労働省社会・援護局長から通知がありましたので、通知します。

問合せ先  
指導グループ 田巻、椿、加藤  
電話 (045)312-1121 内線 2631～2632